

4) 魚類

五木村及び相良村では、「第2回自然環境保全基礎調査 河川調査報告書(熊本県、昭和54年)」及び「球磨川・川辺川の魚族に関する検討委員会資料(球磨川・川辺川の魚族に関する検討委員会、平成2年3月)」によると、ウナギ、ウグイ、アユ、ヤマメ、ヨシノボリ類など27種が記録されている。建設省の現地調査(「4.4 植物・動物・生態系」参照)では、川辺川ダムとその周辺で18種が確認されている。

なお、以下に示す①～⑤により五木村及び相良村における重要な種を選定したところ、表2.1.5.2-5に示すとおり、文献において5種が該当した。

①「文化財保護法(昭和25年法律第214号)」、「熊本県文化財保護条例(昭和51年熊本県条例第48号)」により天然記念物に指定されている種

②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)」で指定されている種

③「熊本県希少野生動植物の保護に関する条例(平成2年熊本県条例第61号)」で指定されている種

④「環境庁報道発表資料 汽水・淡水魚のレッドリストの見直しについて(環境庁、平成11年2月)」に記載されている種

⑤「熊本県の保護上重要な野生動植物 レッドデータブックくまもと(熊本県、平成10年3月)」に記載されている種

表 2.1.5.2-5 重要な魚類

No.	種名	文献	建設省 調査 ²⁾	選定根拠 ¹⁾				
				①	②	③	④	⑤
1	スナヤツメ	○					VU	R
2	ヤリタナゴ	○						R
3	アブラボテ	○						R
4	メダカ	○					VU	
5	カマキリ	○						Ex
計	5	5	0	0	0	0	2	4

1) 重要な種の選定根拠は以下のとおりである。なお、④⑤の定義の詳細については、巻末の資料編に示した。

①「文化財保護法」、「熊本県文化財保護条例」により天然記念物に指定されている種

特：国指定特別天然記念物 国：国指定天然記念物 県：県指定天然記念物

②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」で指定されている種

I：国内希少野生動植物

③「熊本県希少野生動植物の保護に関する条例」で指定されている種

④「環境庁報道発表資料 汽水・淡水魚類のレッドリストの見直しについて」に記載されている種

EX:絶滅 EW:野生絶滅 CR:絶滅危惧 IA類 EN:絶滅危惧 IB類 VU:絶滅危惧 II類

NT:準絶滅危惧 DD:情報不足

⑤「熊本県の保護上重要な野生動植物 レッドデータブックくまもと」に記載されている種

Ex:絶滅 E:絶滅危惧 V:危急 R:希少 DD:情報不足

2) 建設省の現地調査:「4.4 植物・動物・生態系」参照